

能登半島地震 大阪府支援業務報告

石川県珠洲市における公費解体申請受付業務

※本報告の内容は、令和6年5月の派遣期間時点の
情報であり、最新の情報と異なる場合がございます。

1.派遣概要

業務内容	公費解体申請受付 珠洲市環境建設課の業務の人員として
派遣期間	令和6年5月20日(月)～24日(金) (19日(日)、25日(土)は主に移動日)
勤務場所	珠洲市民図書館 図書館内に公費解体受付のブースが設置されている

2.派遣先の珠洲市について

- ・ 能登半島の最東端に位置する
(金沢から135km, 車で3時間ほど)
- ・ 人 口 12,947 (R4/12)→11,913 (R6/4)
- ・ 世帯数 5,901 (R4/12)→5,625 (R6/4)
- ・ みつけたろう <珠洲市HPより>



手：大納言小豆
足：大浜小豆
頭の花：市の花「椿」
体：珪藻土



<Google Mapより>

2. 派遣先の珠洲市について

被災前後の様子

市街地



Google Mapから



<Google Mapより>

軍艦島



軍艦ではなくなってしまった

(公財) 日本交通公社から

- 一部の地区で、建物が**ほぼすべて倒壊**
- **倒壊建物は、ほぼ手付かず**
- 宿泊地の上下水道は、5/22にようやく開通
- 電気と携帯は、派遣初日から使用可能。

2.派遣先の珠洲市について

仮置場



ジャンボリー跡地 [令和6年6月27日撮影]



鉢ヶ埼海水浴場 [令和6年6月27日撮影]

被災家屋



鵜飼地区

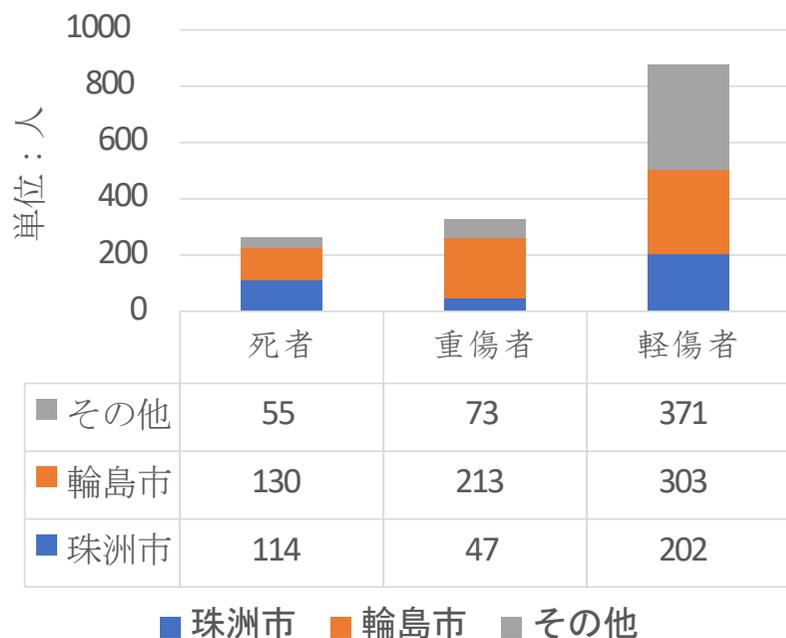


正院地区

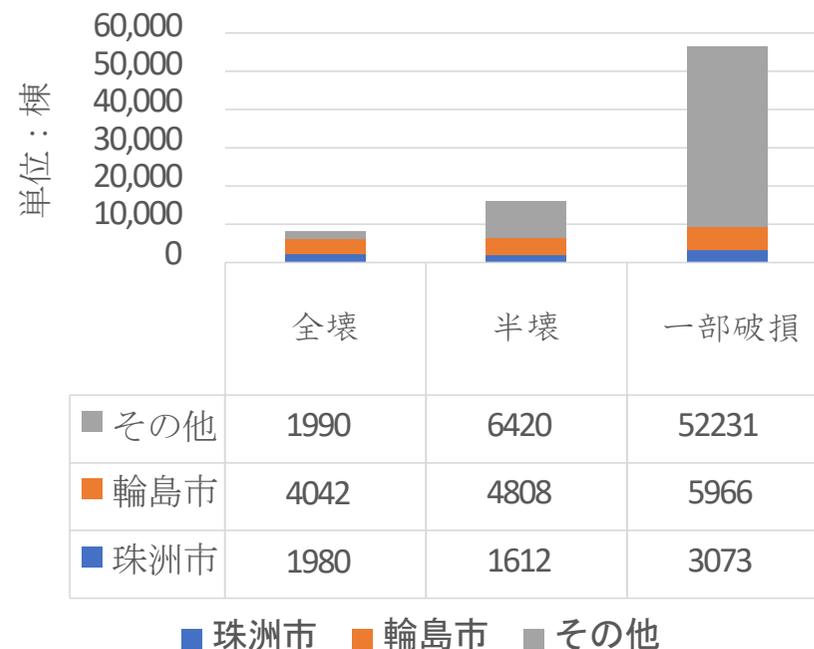
3.石川県の能登半島地震被災状況

<石川県HPより 7月23日時点>

人的被害



住家被害



※「死者」は、関連死を含む。

※「その他」は、輪島市・珠洲市以外の石川県内被災自治体の合計

⇒死者・重傷者、全半壊は、輪島市と珠洲市の割合が高い

4. 珠洲市の公費解体制度

- ・罹災証明書又は被災証明書で、被害の程度が「半壊以上」の建物が対象
- ・窓口でのみ受付（⇒オンライン、郵送は不可）
- ・申請者と建物の所有者が異なる場合、委任状が必要
- ・申請者と建物の所有者が異なっていて、所有者が死亡している場合、相続権者全員の同意書が必要（5/28の環境省の通知を受け、6/10から「全壊」の建物については建物性がない旨の申告書を持参し、認定されれば不要）
- ・申請受理後、解体前に、申請者と業者の現地での立会が必要

令和6年能登半島地震で被害を受けられた皆さまへ

被害の大きな建物の公費解体申請に係る必要書類が簡素化されます

公費解体を申請する建物の状態が、次のような場合には、申請に係る相続者等の同意書が不要になります。

● 被災・被災判定が『全壊』、かつ以下のいずれかに該当※



※建物の状態は、建物所有者等の申告により、市が確認します。

窓 口：珠洲市民図書館 特設ブース
時 間：8時30分～17時00分（平日・土曜日）
必要書類：被災・被災証明書、建物の写真、配置図
問い合わせ先：公費解体専用ダイヤル 080-7974-1737
080-7046-1827

【参考】珠洲市HPより

5.申請受付業務

人員体制

約20～30人程度（うち珠洲市は1人）
福井県10人、浜松市5人、熊本市2人、
財務省3～5人 など

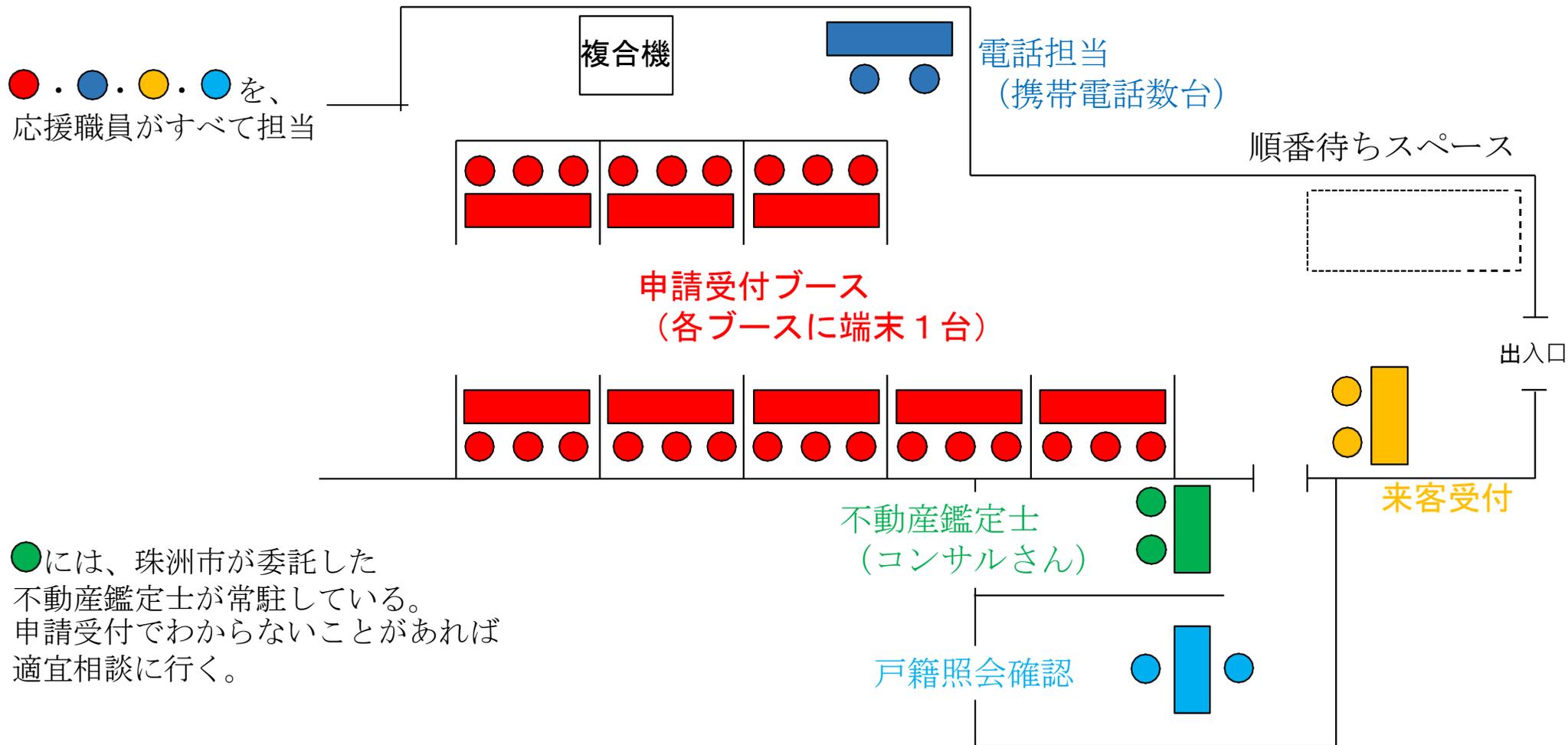
スケジュール

8:00 集合
8:00～8:30 ミーティング・準備
8:30 受付開始
（昼休み：ブース単位で状況に応じて適宜）
18:00 受付終了
18:00～ 片付け・ミーティング
18:30頃 解散



5.申請受付業務

図書館内見取り図



5.申請受付業務

申請受付業務の流れ

- ・受付係の誘導で申請者がブースに



- ・書類を確認
- ・「被災者生活再建支援システム」で建物の情報を、「登記情報連携システム」で対象建物の登記情報を取得
- ・他に必要な書類がないか確認



不備があれば

- ・追加書類の提出を求める
(例) 申請者と所有者が異なる → 所有者の委任状
所有者が死亡している → 相続権者全員の同意書、印鑑証明、戸籍
建物に抵当権がある → 抵当権者の同意書、印鑑証明
解体作業で、隣接地を使用 or 隣接建物損傷の可能性
→ 隣接土地 or 隣接建物所有者の同意書、印鑑証明

問題なければ

受理



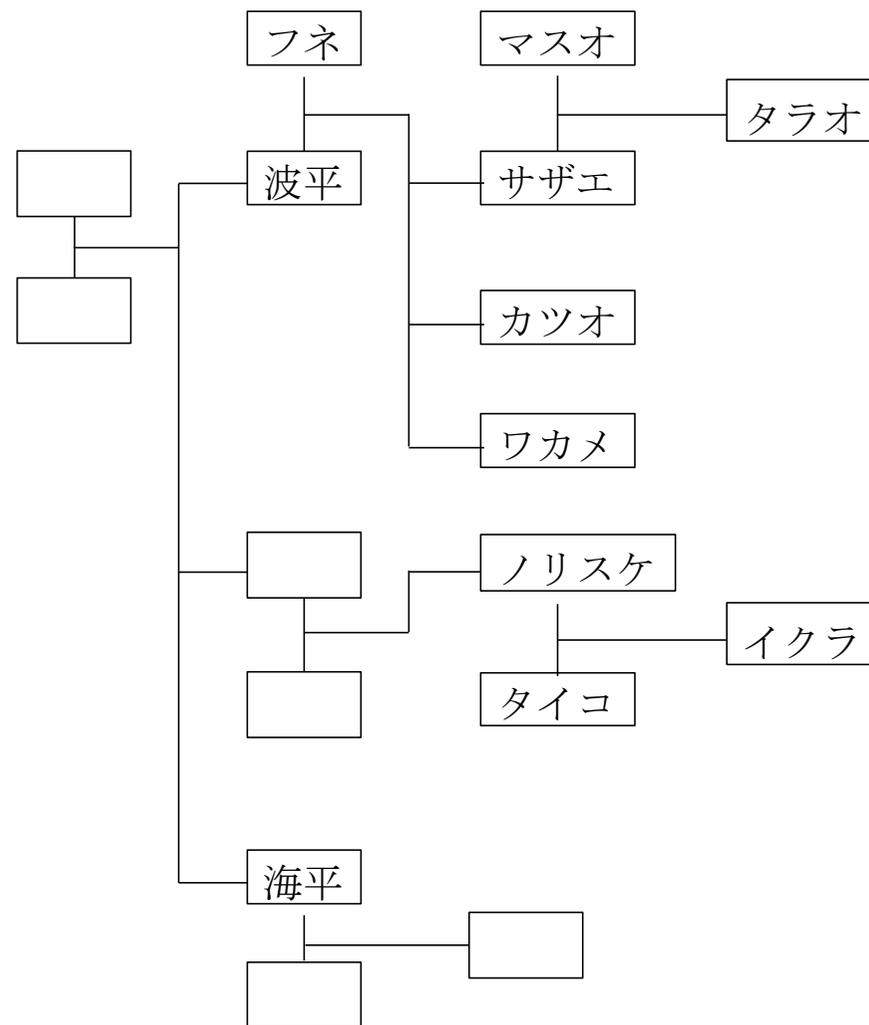
5.申請受付業務

所有者死亡の場合

- ①右図のような家系図を作成
- ②各人の生存・死亡を確認し、相続権者を確定させる
- ③生存者については生存の確認のため、死亡者については死亡の確認のために戸籍を取得・提出
- ④相続権者全員の同意書と印鑑証明を提出

負担大

- ・人数が多すぎる
- ・遠隔地に住んでいる
- ・行方不明、音信不通
- ・会ったこともない
- ・生きているか死んでいるか知らない
- ・喧嘩別れして関係が悪い etc



6.珠洲市公費解体の課題

- ・ **申請が進んでいない**

受付業務を担当した体感としては、1日あたりの受理数は20件ほどではないかと思われる。

- ・ **申請者の多くが遠隔地から来ている**

窓口でしか受付していない。

金沢市に避難している人、別地方から空家の解体申請に来る人等の負担が大きい。（東京から来ている人もいた）

- ・ **申請書類の作成が困難**

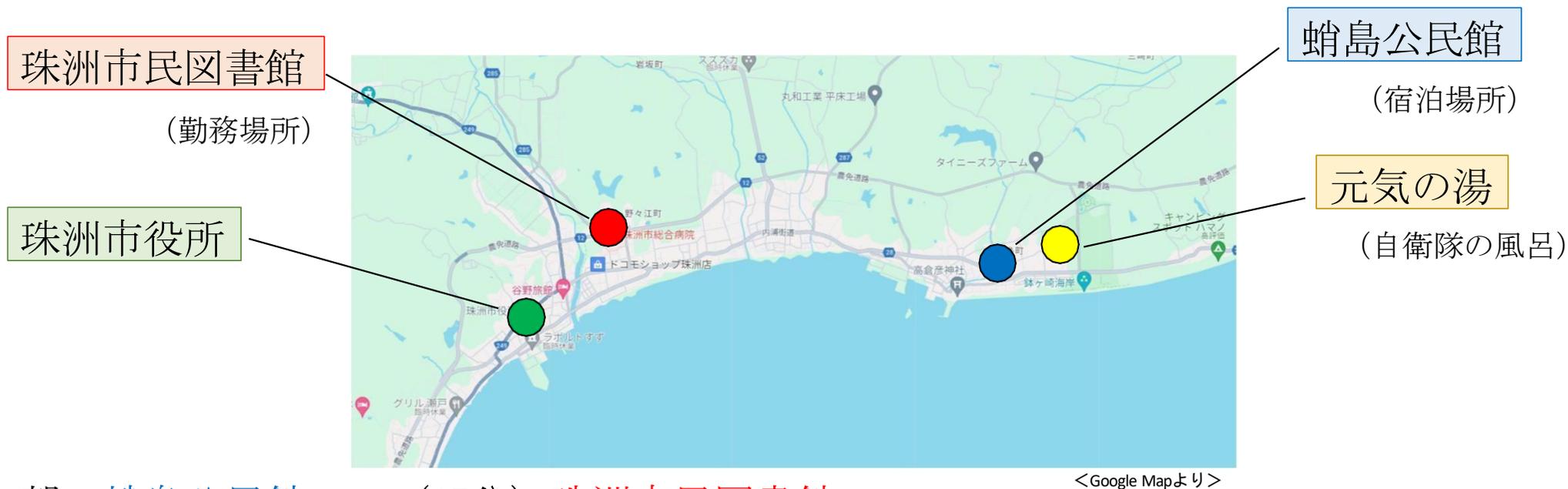
共通書類だけで済む人はほとんどいない。

相続権者を確定させること、相続権者の同意書、戸籍、印鑑証明を集めること等をせねばならず、その難しさから説明を受けると肩を落とす人もいた。

何度も足を運ばさせられ、怒る人もいた。

7. 派遣先での動き、生活

※どの場所でも携帯電話はつながった。



朝：蛸島公民館 → (15分) 珠洲市民図書館

昼：珠洲市民図書館周辺で買い物

夜：珠洲市民図書館 → (20分) 元気の湯 → (5分) 蛸島公民館

※外食のときには、珠洲市役所を駐車場にできる

7. 派遣先での動き、生活

宿泊先 蛸島公民館



(公民館向かいの家)



- 和室は畳の上に、会議室は段ボールベッドの上に寝袋を敷いて寝る。
- 和室のみエアコンあり。
- 冷蔵庫、電子レンジが使える。
- これまでの宿泊者が食料や物資を残してくれており、使ってよい。
- 派遣三日目の午後から水道とトイレが使えるようになった。
- 虫が多い。

7.派遣先での動き、生活

・ 図書館周辺

< 買い物 >

ドラッグストア 3 軒、スーパー 1 軒、コンビニ 1 軒が営業中。
スーパーは18時まで、ドラッグストアも業務終了後に行くと商品が少ないので、買い物は昼休憩時に済ませるのがよい。

< 飲食店 >

ピザ屋、うどん屋

・ 市役所周辺

< 飲食店 >

居酒屋、うどん屋、焼肉屋、
ラーメン屋

・ 洗濯

コインランドリーが2店舗営業している。

水量7L 所要時間50分 1,000円～1,200円

・ ごみ

最終日に市役所の集積場に捨てる。

・ 風呂

自衛隊の風呂（元気の湯）が使える。

出勤時に風呂の用意を持っていってもよいし、一旦公民館に帰ってからでも行ける。

他にも、民間の銭湯も営業している（料金は500円でお湯が出るのはシャワーのみ）

7.派遣先での動き、生活

元気の湯（自衛隊のお風呂）



陸上自衛隊 中部方面隊のX（旧Twitter）から

- 無料
- 16:00～21:00
- テントの中に、脱衣場、ロッカー、シャワーのほか、シャンプーなども完備
- 水は給水車から循環して使用とのこと
- シャワーの水圧や浴槽のお湯の温度が申し分なく、とても快適。

8.その他意見、感想、次回派遣者への伝達等

- **公費解体制度について**
 - 相続人の調査や相続人全員の同意書（+実印+印鑑証明）を被災者に求めるのは酷と感じた。輪島市が同意書入手が難しい場合に宣誓書に代える運用をしており、珠洲市が柔軟な対応をしようとしなないことに対して市民が不満を述べる場面がよく見られた。
 - 珠洲市が戸籍謄本等の広域交付に対応していたら・・・
 - 珠洲は金沢からかなり遠い。金沢に受付窓口を設けていたら・・・
- **申請受付業務について**
 - 事前知識は不要（先に派遣された人が後に派遣された人を指導）
 - 申請者のほとんどが優しい又は我慢強い（応援職員に対してだけかも？）
- **派遣先での生活について**
 - 現地は、公共交通機関が皆無に等しく車が不可欠。派遣職員はできれば全員運転できる者が望ましい。少なくとも2人は必要。
 - 運転に特にテクニックは必要ないが、道路に隆起・陥没が多く、路面状態にも注意が必要（特に夜間）。
 - のと里山海道（高速道路）は、一部で未だに崩壊が激しく運転に注意が必要。通過は明るいうちに。
 - 大阪より少し涼しい。